

第1章 背景

1 地球温暖化対策の必要性

近年、人間活動の拡大に伴って大量に大気中に排出される二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）等の温室効果ガスにより、地球温暖化が進行していると言われています。特にCO₂は、化石燃料の燃焼等によって膨大な量が人為的に排出されています。

現在、地球温暖化は、影響の大きさや深刻さから最も重要な環境問題の一つとされており、世界的に平均気温の上昇、雪氷の融解や海面水位の上昇が観測されています。令和3年（2021年）8月に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書では、人間が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、極端な高温や大雨、強い熱帯低気圧の増加等の気候の変化は、地球温暖化の進行に関係し、拡大することが示されました。今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨などの気候変動のリスクが更に高まることが予測されています。

このような気候変動の問題を抑えるためには、地球温暖化対策、すなわち温室効果ガスの排出削減を強力に進める必要があります。

2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成27年（2015年）11月、フランスで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で「パリ協定」が採択され、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べ2℃より低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」が掲げられました。

平成30年（2018年）10月に公表されたIPCCの報告書で、気温上昇を1.5℃に抑えるには、温室効果ガス排出量を2050年頃に実質ゼロとする必要があるとされたことから、各国で2050年までのカーボンニュートラルを掲げる動きが広がっています。

3 地球温暖化対策を巡る国内の動向

国は、令和2年（2020年）10月、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言するとともに、令和3年（2021年）4月に開催した地球温暖化対策推進本部で、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明しました。

その後、令和3年（2021年）6月、国・地方脱炭素実現会議で「地域脱炭素ロードマップ」を決定し、脱炭素化の基盤となる重点施策として、自家消費型の太陽光発電、

公共施設等における徹底した省エネや再生可能エネルギー電力の調達、更新や改修時のZEB化、EV化等を進めることを示しました。

令和3年（2021年）10月にはこれらの方針を踏まえた「地球温暖化対策計画」を閣議決定するとともに、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府実行計画」という。）を改定し、政府の事務及び事業に係る2030年度までの温室効果ガス削減目標を50%削減（2013年度比）とし、政府が率先して太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、照明のLED化、再生可能エネルギー電力の調達等について実行する方針を示しました。

なお、都道府県や市町村などの地方公共団体は、国の地球温暖化対策計画において、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じ、率先的な取組を実施することとされました。

4 熊本連携中枢都市圏における地球温暖化対策

熊本連携中枢都市圏では、令和2年（2020年）1月、地域から地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に向けた取組を進めるため、「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すことを宣言し、令和3年（2021年）3月には、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）である熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画（以下「区域施策編」という。）を策定しました。

区域施策編では、住民、事業者、行政など、都市圏が一体となって対策に取り組むことで、恵まれた自然環境をまもり、未来へと引継ぎながら、これらの自然から得られるエネルギーを活用し、循環させることで、地域の脱炭素化と持続可能で豊かな都市圏の実現を図ることとしました。また、2030年度の温室効果ガス削減目標を40%削減（2013年度比）とするとともに、重点取組として、「公共施設等による率先した省エネ・蓄エネ・再エネの推進」を掲げ、太陽光発電設備の整備や照明のLED化等に取り組むこととしています。



熊本連携中枢都市圏「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」宣言

熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画
 ～水、森、大地とともに生きる、持続可能なくまもと脱炭素循環共生圏の実現～

○対象区域 熊本連携中枢都市圏（18市町村） ○計画期間 令和3年度～令和7年度

○温室効果ガスの削減目標（2013年度比）
 ・短期目標（2025年度）33%以上の削減
 ・中期目標（2030年度）40%以上の削減
 ・長期目標（2050年度）GHG排出実質ゼロ

○5つの基本方針
 ①再生可能エネルギーの利用促進
 ②省エネルギーの推進
 ③脱炭素社会都市機能と資源循環社会の構築
 ④豊かな自然環境の保全
 ⑤環境意識の向上と環境投資の推進

○4つの重点取組
 ・地域エネルギー事業の面的推進と災害時電力の確保
 ・「COOL CHOICE」の共同推進によるライフスタイルの変革
 ・森づくりの展開と地下水保全に向けた取組
 ・公共施設等による率先した省エネ・蓄エネ・再エネの推進

熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画（概要）

5 本市におけるこれまでの計画と新たな計画の必要性

本市では、平成13年度（2001年度）、本市の事務及び事業を対象とした、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）である熊本市役所グリーン計画を定め、環境負荷の低減と施策の推進を目的とした環境管理システムを構築し、廃棄物の削減や分別、節電、節水などのエコオフィス活動を進めるなど、温室効果ガスの排出削減に取り組んできました。

平成27年度（2015年度）に策定した第4次熊本市役所グリーン計画では温室効果ガスの削減目標を10.7%削減（2013年度比）とし、令和2年度（2020年度）は34%の削減を達成したところです。

しかし、国が地域脱炭素ロードマップや地球温暖化対策計画で自家消費型の太陽光発電、公共施設における徹底した省エネや再生可能エネルギー電力の調達、EV化など、具体的な取組の方向性を示す中、本市においても、これまでのエコオフィス活動に加え、国の計画に即した目標や取組を定める新たな計画が必要となっていることから、熊本市役所脱炭素化イニシアティブプラン～熊本市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～（以下「本計画」という。）を策定するものです。